

(2026 年 8 月 18 日 (火) 作成)

※前回事業時から追加又は変更した部分については下線を引いております。

●変更点等について

Q0-1 前回事業から変更された点は何か。

A0-1 主な変更内容は以下のとおりです。詳細は各 QA を参照してください。

	前回事業	今回事業
値引き額	800 円 (税抜) / 世帯等	700 円 (税抜) / 世帯等
値引き時期	令和 8 年 2 月使用分 (3 月検針)、 3 月使用分 (4 月検針) 又は 4 月 使用分 (5 月検針) のいずれか	令和 8 年 8 月使用分 (9 月検針)、 9 月使用分 (10 月検針) 又は 10 月使用分 (11 月検針) のいずれ か

Q0-2 前回事業において、交付申請書や実績報告書の記載項目の簡略化があったが、今回事業でも同様な。

A0-2 今回事業においても引き続き記載項目等を簡略化しています。

ただし、後日、証拠書類を確認させていただく場合がございますので、世帯単位で値引きを実施したことが分かる資料 (戸別の値引き状況を確認できる一覧表、検針票、値引き額を明示した別紙等) は、必ず事業所で作成の上、5 年以上は保管するようお願いいたします。

仮に虚偽の事実が確認された場合は、支援金を返還していただく場合もございますのでご注意ください。

●交付申請 (エントリー) について

Q1-1 前回事業でも値引きを行ったが、今回の事業でも改めて交付申請が必要なのか。

A1-1 今回の事業に参加する場合は、前回事業にご参加いただいた場合でも、必ず交付申請 (エントリー) を行うようお願いいたします。

なお、今回の事業でも、以下のとおり手続きを簡略化しております。

- ①実績報告書兼請求書に添付する対象世帯一覧表について世帯単位ではなく市町村単位での記載に変更する等、記載項目を簡略化しています (A0-1 参照)。
- ②交付申請書の担当者連絡先欄について「☐①前回事業と同じ連絡先である」等にチェックをすることで記載の省略を可としています。
- ③実績報告書兼請求書の振込先欄について「☐①前回事業で利用した口座へ振り込む」等にチェックをすることで記載及び通帳コピーの省略を可としています。

Q1-2 茨城県外の事業所において、一部茨城県内に供給先が存在する場合、本事業の対象先であ

るとの理解でよい。

A1-2 茨城県内の利用世帯が支援の対象ですので、事業所の県内外は問いません。

Q1-3 茨城県に顧客がいる営業所がいくつもある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A1-3 本社から申請をお願いします。

Q1-4 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A1-4 多少の増減であれば問題ありません。交付申請時は、見込みの対象世帯数で大丈夫です。

Q1-5 旧簡易ガス事業も対象か。

A1-5 L P ガスの利用世帯であれば対象です。

●利用実績が無い場合

Q2-1 利用実績が無い（0 m³）場合は支援の対象か。

A2-1 対象となります。

ただし、休止状態である場合や基本＋従量料金の合計が税込 770 円未満の場合は対象となりません（QA3-2 参照）

●利用実績が少ない場合

Q3-1 使用量が 1 m³未満の場合は対象になりますか。

A3-1 対象になります。

Q3-2 使用量が少なく請求金額が 700 円以下の場合も値引き対象か。

A3-2 基本＋従量料金の合計が税抜 700 円未満又は税込 770 円未満の場合は対象となりません。

●支援の対象について

Q4-1 前回の事業から液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等が支援対象であったと思うが、今回事業の支援対象も同様か。

A4-1 今回の事業においても同様です。

よって、以下のとおり液化ガス石油ガス法に基づき供給している飲食店等も支援対象となります。

【一般消費者等】

- ・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者
 - ・液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者
- 液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者（会社事務所における冷暖房使用、飲食業 等）

→液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者（旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、医療保健業 等）

また、L P ガスの利用世帯であれば旧簡易ガス事業も対象です。

Q4-2 高圧ガス保安法に基づき供給している事業者（工業用等）は支援対象か。

A4-2 支援対象外です。

液化ガス石油ガス法に基づき供給しているかどうかで値引きの判断を行ってください。

Q4-3 国の機関、地方自治体の施設などは対象外か。

A4-3 対象外です。

ただし、公民館や振興公社などについては、契約者名義が国または地方公共団体でない場合は対象となります。公益財団法人や第三セクターが運営する施設についても、同様の取扱いとなります。

Q4-4 駐在所の警察官など、建物は公共の建物だが、契約及び支払いを私人が行っているような場合は、支援対象になるのか。

A4-4 対象となります。

Q4-5 マンスリーマンションは支援対象か。

A4-5 対象となります。

● 2 世帯住宅の場合

Q5-1 2 世帯住宅は。

A5-1 同敷地内であっても、世帯毎に契約（メーター）していれば、それぞれ対象となります。

● 1 世帯に複数メーターがある場合

Q6-1 1 世帯に複数メーターを取り付けているケースの場合、メーターごとに値引きの対象となるか。

A6-1 メーターごとに値引きの対象となります。

● 値引きの明示について

Q7-1 消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記、通知でもよい。

A7-1 検針票や請求書に、次の例を参考に明記していただければ大丈夫です。

「茨城県の支援で、700 円値引き（各世帯 1 回のみ）されています」

Q7-2 検針票等に値引き額の明示「茨城県の支援で、700 円値引き（各世帯 1 回のみ）されています。」の記載が困難な場合の対応は。

A7-2 文言の短縮（例「県の支援で 700 円値引き」）か、検針票への別紙の添付（募集要領参照）をご検討ください。

●値引き額について

Q8-1 「税抜き額から値引きする場合」と「税込み額から値引きする場合」で値引き額に違いはあるか。

A8-1 「税抜き額から値引きする場合」は 700 円、「税込み額から値引きする場合」は 770 円の値引きを行ってください。守られないと支援金額が少なくなる場合があります。

《税抜き 5,000 円、税込み 5,500 円の場合の例》

① 税抜き額から値引きする場合

5,000 円（元値）－700 円（値引き）＝4,300 円

消費税 430 円

利用世帯への請求額 4,730 円

② 税込み額から値引きする場合

5,000 円（元値）＋500 円（消費税）－770 円（値引き）＝4,730 円

利用世帯への請求額 4,730 円

●値引きの事実が確認できるもの

Q9-1 実績報告書兼請求書提出後に、事務局が無作為に選んだ利用世帯（3 件程度）について、値引きの事実が確認できるものを提出することとなっているが、こういった資料を提出するのか。

A9-1 値引き額を明示した紙の検針票のコピー、ハンディ機のデータをパソコンに取り込み値引き額が明示された画面のスクリーンショット等をご提出ください。

●支援金について

Q10-1 値引き分原資等として事業者へ交付される支援金は、売上（課税対象）として扱うのか？

A10-1 一般的に国や地方公共団体からの支援金等は不課税のため、売上計上は必要ありませんが、個別の対応については税理士やお近くの税務署等へお問い合わせください。